

1. 大宰府展示館の館内撮影について

当大宰府展示館では当協会所蔵の資料以外に、様々な機関・施設・個人様よりお借りした資料を展示しております。

館内における撮影につきましては、資料の所蔵機関・所蔵者の御配慮により、個人が非営利目的で撮影する場合に限り、自由に撮影を許可しております。ただし、三脚や自撮り棒などの使用、フラッシュを使用した撮影はできません。また、他のお客様のご迷惑となるような行為はおやめください。

教育・学術目的、公共目的などで大宰府展示館内の撮影を希望される方は、下記を参照いただき、「館内撮影申請書」をダウンロードして必要事項を記入の上、申請手続きをお願いいたします。

(1) 個々の資料が特定できない範囲での館内風景

(例：館内における研修風景の撮影、小学校の課外学習で学ぶ児童達の様子を撮影など)

必要な書類・・・①「館内撮影申請書」

(2) 公益財団法人古都大宰府保存協会所蔵の展示資料の撮影

(例：博多人形による梅花の宴（再現）、饗宴の膳、遺構など)

必要な書類・・・①「館内撮影申請書」（撮影対象を明記）

・撮影目的、企画趣旨の分かる書類

(3) 他機関・他施設所蔵の展示資料の撮影

当館以外の所蔵する展示資料の撮影を希望される場合は、予め資料所蔵機関・施設の撮影許可を申請の上、承諾書（代表者の記名・捺印のあるもの）の写しを添えて当館へお申し込み下さい。

(例：九州国立博物館所蔵 大宰府政庁復原模型

九州歴史資料館所蔵 大宰府政庁跡出土鎮壇具、水晶など

太宰府市教育委員会所蔵 水城木樋再現模型など)

必要な書類・・・資料所蔵機関・館の承諾書の写し

①「館内撮影申請書」（撮影対象を明記）

・撮影目的、企画趣旨の分かる書類

申請から許可までは二週間前後かかります。時間に余裕を持って申請下さい。

※(1) および(2) で撮影した画像を公開する場合、あわせて画像等利用申請が必要となります。次の「画像のご利用について」を確認し、②「画像等利用申請書」と併せて申請して下さい。

2. 当協会所蔵の資料画像のご利用について

当協会所蔵の資料画像を利用する場合は、事前に利用申請をお願いしております。

資料画像の利用を希望される方は、下記の注意点を参照いただき、「画像等利用申請書」をダウンロードして必要事項を記入の上、利用手続きをお願いいたします。

【画像等利用申請における注意点】

- (1) 印刷物・インターネット・動画・静止画などで画像を利用する場合、②「画像等利用申請書」による申請手続きが必要です。
- (2) 利用申請書に記載した以外の目的で使用しないで下さい。
- (3) 利用申請は、画像を使用する都度に申請が必要です。過去に許諾をしたものでも重版・増刷などの場合には、再度申請が必要です。
- (4) 利用する画像には、公益財団法人京都大宰府保存協会所蔵であることを明記して下さい。また、博多人形による梅花の宴(再現)については「製作者 山村延燁」を併記して下さい。
- (5) 他機関・他施設所蔵の展示資料については、資料所蔵機関・施設へお問い合わせ下さい。
- (6) 申請者は、会社名及び代表者名、必要事項を記載の上、公印を捺印下さい。また、別途申請担当者がある場合は、担当者の連絡先を必ず記入下さい。
- (6) 利用目的は具体的に記入下さい。
- (7) 画像利用に係る料金は、画像1点につき3000円です。学術目的、公共目的などで利用される場合は、利用料金が減免される場合がありますので、別途ご相談下さい。
- (8) 料金のお支払いは、当協会が指定する口座へ振り込み手数料ご負担の上ご入金下さい。
- (9) 利用形態は、必要事項を記入の上、利用案がある場合は別添下さい。
- (10) 利用申請に関する資料(企画書・掲載案等)があれば添付して下さい。
- (11) 申請から許可までは二週間前後かかります。時間に余裕を持って申請下さい。
- (12) 許可が下り次第、許可書を郵送します。郵送した許可書は確認のため大切に保管下さい。
- (13) 許可書の交付後であっても、イメージを損なう画像加工など、当協会の定めに従わない場合、当該許可を取り消し、以後の利用を制限することがあります。
- (14) 画像の利用上の問題が生じた場合、その責は全て申請者に負っていただきます。
- (15) 申請に伴う刊行物、記録映像などがある場合、1部提出して下さい。

①館内撮影申請書

年 月 日

公益財団法人古都大宰府保存協会
理事長 木村 甚治 殿

住所
機関名
代表者
電話番号

印

館内撮影申請書

下記の通り、撮影許可を申請いたします。

記

1. 撮影目的
2. 撮影対象
3. 撮影予定日時
4. 備考
 - ・上記の目的以外に使用しません。
 - ・撮影に際し、貴館のご指示に従い、建造物の破損、近隣住民や観光客の方々にご迷惑をおかけしないよう、十分な注意を払い撮影を行います。
 - ・他館所蔵資料を撮影の場合は、別途所蔵先に許可を申請します。

以上

※申請担当者 連絡先

②画像等利用申請書

年 月 日

公益財団法人古都大宰府保存協会
理事長 木村 甚治 殿

住所
機関名
代表者
電話番号



画像等利用申請書

下記の通り、画像等利用許可を申請いたします。

記

1. 利用目的

2. 利用画像の名称と点数

3. 利用形態

印刷物等の場合

- ・ 刊行物名
- ・ 刊行年月日
- ・ 発行部数
- ・ 体裁
- ・ 定価

4. 備考

- ・ 上記の目的以外に使用しません。
- ・ 貴会規定の画像利用料をお支払いいたします。
- ・ (公財) 古都大宰府保存協会の資料画像であること、または所蔵を明記します。
- ・ 原データを加工・改変する場合、別途事前に相談します。
- ・ 使用后、残ったデジタルデータは消去します。
- ・ 申請に伴う刊行物、記録映像などがある場合、1部提出します。
- ・ 画像の利用上の問題が生じた場合は、全て申請者がその責を負います。

以上